

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会 委員一覧

資料 1

(令和 3 年 1 月 26 日開催)

【委員】

(敬称略・五十音順)

会
長

副
会
長

氏 名	現 職 名	備考
有馬 学	福岡市博物館総館長・福岡市史編集委員長	
石蔵 利憲	石蔵酒造株式会社 専務取締役 (登録文化財所有者)	
佐伯 弘次	九州大学大学院教授 (人文科学研究院・歴史学部門)	欠席
辻田 淳一郎	九州大学大学院准教授 (人文科学研究院・歴史学部門)	欠席
徳永 美紗	Code for Fukuoka代表	
西村 真規子	株式会社コングレ 九州支社長	
三笥 雄一	福岡商工会議所 地域振興部長	
箕浦 永子	九州大学大学院助教 (人間環境学研究院・都市・建築学部門)	
山下 永子	九州産業大学教授 (地域共創学部・地域づくり学科)	

【オブザーバー】

杉原 敏之 福岡県教育庁総務部文化財保護課 参事補佐兼企画・埋蔵文化財係長

【事務局】

吉田 宏幸 経済観光文化局 理事

田代 和則 経済観光文化局 文化財活用部長

松本 真人 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課長

比佐 陽一郎 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係長

本山 美和子 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係

地域計画の骨子と策定作業の方針

『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）、（以下、歴史構想）』を踏襲しつつ、協議会等の意見を踏まえ、加筆修正を行い、地域計画の策定に取り組みます。

地域計画の骨子(案)	策定作業の方針(案)
序章 策定にあたって 【背景と目的】 【構成】 【文化財保護の定義】 【計画の見直し】 【位置付け】 【策定体制と策定の経緯】 【役割】	<ul style="list-style-type: none"> ・【文化財保護の定義】、【対象範囲】は、『歴史構想』を踏襲します。 ・【背景と目的】、【位置付け】等は、『歴史構想』等との関係を踏まえ再整理しました。 ・【位置付け】と関連し、後述する重点施策の設定にあたって関係する『福岡市政策推進プラン』を明記しました。 ・【役割】を追加し、文化財全般に渡る取組の方向性を設定すること、また、重点的に推進する文化財保存活用の具体的な取組を重点施策として設定することを明記しました。 ・【策定体制と策定の経緯】を明記しました。（※協議会の協議等を踏まえ、今後、追記していきます。）
第1章 福岡市の歴史文化の特徴 1- 1 福岡市の自然、社会、歴史 1- 2 福岡市の歴史文化の特徴 1- 3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー	<ul style="list-style-type: none"> ・「1-1 福岡市の自然、社会、歴史」は、『歴史構想』の気象、自然災害、人口、観光の時点修正を行います。 ・「1-2 福岡市の歴史文化の特徴」と「1-3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー」は『歴史構想』を踏襲します。
第2章 文化財の保存活用の現状と課題 2- 1 保存活用の取組に関する現状と課題 2- 2 保存活用を推進する体制に関する現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「2-1 保存活用の取組に関する現状と課題」「2-2 保存活用を推進する体制に関する現状と課題」は『歴史構想』を踏襲します。
第3章 文化財の保存活用の取組 3- 1 目指す方向 3- 2 基本方針 3- 3 文化財の保存活用の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「3-1 目指す方向」、「3-2 基本方針」、「3-3 文化財の保存活用の取組」は『歴史構想』を踏襲します。
第4章 重点施策 4- 1 重点施策設定の考え方 4- 2 重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・『歴史構想』になかった新規の章です。ここで具体的な重点施策（仮称）を設定します。 ・重点施策設定の考え方を踏まえ、『福岡市政策推進プラン』と連携し、今後5年前後を想定した重点施策と実施プログラムを設定します。 ※これまで取組と重点施策の間に横断的な戦略を明記する方向で検討してきましたが、先進事例等を踏まえ、「課題」、「方針」、「重点施策」の関係性をより分かりやすくするため、戦略の設定は行わず、「重点施策設定の考え方」を設定する方向で検討しています。
第5章 文化財の保存活用の体制 5- 1 基本的な考え方 5- 2 文化財の保存活用の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な部分は『歴史構想』を踏襲しつつ、地域計画の実態に即した内容を加筆します。

今回議論をいただく部分

福岡市文化財保存活用地域計画（案）

令和3年1月

福岡市

例言

- 1 本書は、令和2・3年度に策定作業を実施した福岡市文化財保存活用地域計画です。
- 2 本書は、本市の文化財の保存活用に関する基本計画として平成30年度に策定した『福岡市の文化財の保存活用に関する基本計画（福岡市歴史文化基本構想）』を実効的に発展させ、具体的なアクションプランとしてまとめたものです。
- 3 事業の推進体制は次のとおりです。

指導・助言

文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ

福岡県教育庁文化財保護課

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会

福岡市文化財保存活用地域計画検討ワーキンググループ

事務局

福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課

目次

序章 策定にあたって

【背景と目的】2
【文化財保護の定義】4
【位置付け】5
【役割】6
【構成】7
【計画の見直し】7
【策定にいたる経緯】8

第1章 福岡市の歴史文化の特徴

1-1 福岡市の自然、社会、歴史10
1-2 福岡市の歴史文化の特徴37
1-3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー39

第2章 文化財の保存活用の現状と課題

2-1 保存活用の取組に関する現状と課題58
2-2 保存活用を推進する体制に関する現状と課題71

第3章 文化財の保存活用の取組

3-1 目指す方向74
3-2 基本計画75
3-3 文化財の保存活用の取組78

第4章 重点施策

4-1 基本的な考え方98
4-2 「都市の活力」や「都市の魅力」創出に向けた戦略98
4-3 措置104

第5章 文化財の保存活用の仕組みと体制

5-1 基本的な考え方106
5-2 文化財の保存活用の体制108

【背景と目的】

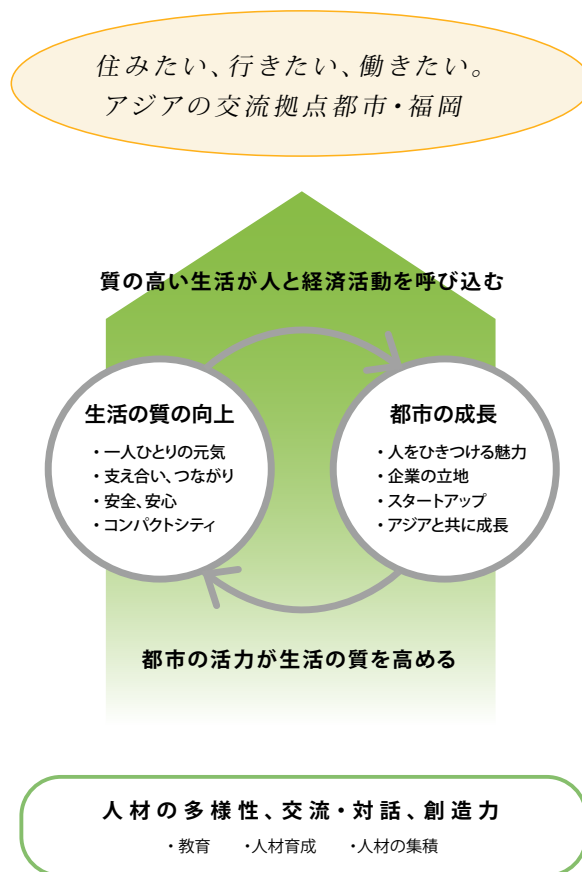
(1) 背景

●恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた福岡

本市は、九州北部に位置し、糸島半島と海の中道に抱かれた博多湾に面し、背後には緑の山々が連なっています。有史以前から豊かな自然が人々を惹きつけ、都市として発展してきました。本市が位置するこの地は、玄界灘をはさみ大陸と向き合うことから、古来、大陸に対する玄関口の役割を果たし、対外交流の拠点となってきました。海に育まれた歴史と文化を今に伝える様々な文化財が市内各地に残されています。

●海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市をめざして

本市は、昭和 62（1987）年に市が長期的にめざす都市像を示すために策定した『福岡市基本構想』において、「海」と「アジア」を都市像として掲げ、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを進めてきました。平成 24（2012）年 12 月に改定した同基本構想では、都市像「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」の下に「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」を掲げています。本市固有の歴史や文化と融合した都市の魅力と多様な交流が、新たな価値を創造し、世界の人々を惹きつけるまちづくりに取り組んでいます。



都市像と都市経営の基本戦略（福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画）

●本市の文化財行政

本市の文化財行政が本格的に始まったのは、教育委員会に文化課が置かれた昭和 44 (1969) 年からです。その後、昭和 48 (1973) 年に「福岡市文化財保護条例」を制定、文化財専門委員会（現在の文化財保護審議会）を設置し、文化財指定を開始しています。条例制定から約 45 年、国や県との連携を図りながら、個々の文化財の保存活用を推進し、様々な成果を上げてきたところです。

さらに、観光立国や地方創生の推進が求められる現代社会においては、一つ一つの文化財を大切に守り将来に伝えていくことに加えて、文化財を群として捉え総合的に観光やまちづくり等に積極的に活用していく取組への関心が全国的に高まっています。本市でも平成 24 (2012) 年度に文化、文化財所管部署を、「経済観光文化局」に組織編成し、時代の要請に応えた積極的な文化財の保存活用を図ることとしています。

●文化財を取り巻く状況

本市は、人口減少・少子高齢化の時代にありながら、人口が増加している稀有な都市です。人口増加に伴い、建造物などの構造物が次々と更新されています。このような社会の変化は、地域コミュニティの変容（希薄化）を助長し、地域の文化財の価値が認識されないまま失われてしまう恐れがあります。さらに、地震などの大規模な自然災害は、人命はもちろん、これまで市民が築き上げてきた歴史や文化の存続にも危機をもたらすことがあります。文化財を将来にわたって継承していくためには、文化財の価値を地域全体で共有し、地域の誇りにつなげていくことが求められます。

また、文化財の概念は多様化をみせており、守るべき対象も拡大していることから文化財保護に関わる主体の拡大も求められています。

(2) 目的

本市は、平成 31 (2019) 年 3 月、地域コミュニティの変容や文化財概念の多様ななどの文化財を取り巻く状況の変化に対応しながら、多くの人が参画し社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力につなげていくために、文化財の総合的な保存活用の方向性を示すため、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』（以下、「文化財基本方針」）を策定しました。

本計画は、文化財基本方針の実現に向けた文化財の保存活用に関するアクションプランです。文化財基本方針の目指す方向に掲げた「福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を市民や関係機関等との連携・協力のもと、戦略的に実現していく文化財の保存活用の方向性を示すことを目的とします。

【文化財保護の定義】

●文化財とは

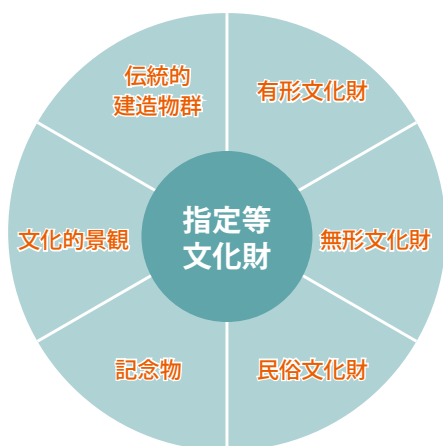
文化財保護法では、「文化財」を「わが国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としています。「文化財」は、一般的には有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群といった類型別に指定された文化財を指すと受け取られがちですが、指定などの措置がとられているか否かに関わらず、本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての文化的所産を、広い意味で「文化財」と捉えることができます。

よって、本計画では、本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての歴史的所産を「文化財」と定義し、指定や未指定、類型の別を問わず、総合的に幅広く捉えるため、文化財保護法で規定される「有形文化財」等の類型に加え、複数の文化財類型を貫通する、あるいは内包される属性である「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を、本計画における文化財のカテゴリーとして用います。また、すでに文化財として認識されているものだけでなく、時代や社会の変化とともに市民が将来に残し伝えていきたい文化財の範囲が広がっていくことを想定し、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」の3カテゴリーを核として様々な文化的事象を下の図のように整理します。なお、法や条例にもとづき指定・登録の措置がとられている文化財は、「指定等文化財」と呼称します。

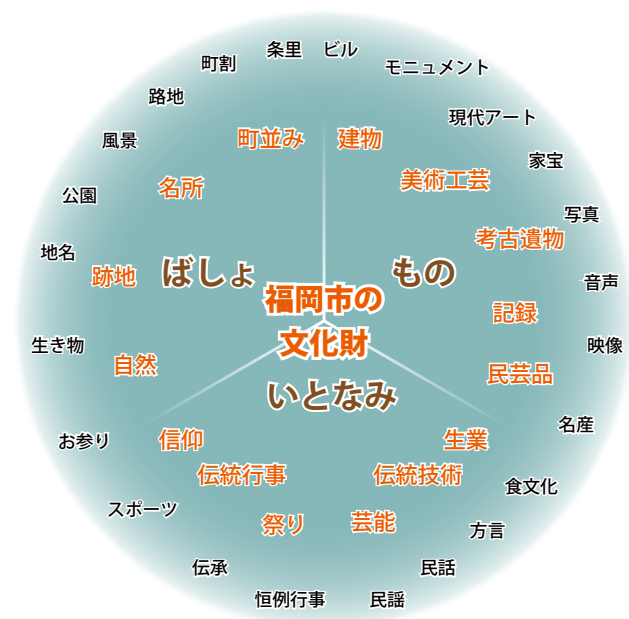
本計画における文化財とは

市民が過去から受け継ぎ、次世代に伝えたいと思う「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」

【文化財保護上の類型】



【本計画の捉え方】



本計画における文化財の捉え方

●文化財の保護とは

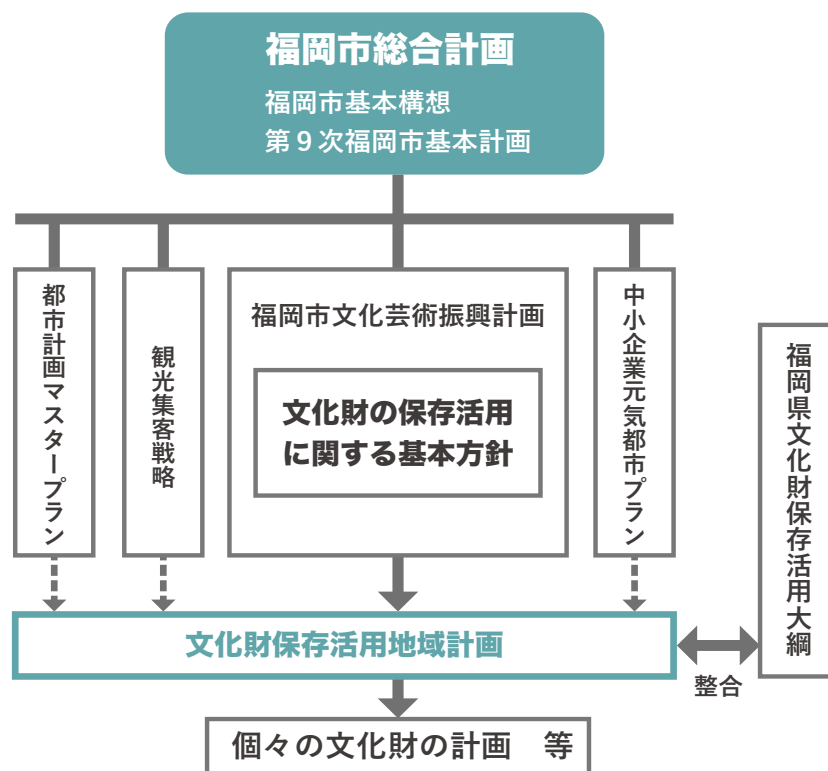
文化財の「保護」は、一般的には「保存」と捉えられることもありますが、文化財を保存するだけでなく、その存在を広く市民に知らせて価値を共有するために「活用」することにより、より一層文化財の保存・継承につなげていくことが必要です。

したがって、本計画では文化財保護の定義を分かりやすく示すため、文化財の「保護」＝「保存活用」とします。

【位置付け】

本計画は、文化財保護法 183 条の 3 に位置付けられる「文化財保存活用地域計画」です。

本市では、まちづくりや観光、伝統産業の振興など関連計画等と整合を図り、文化財の保存活用に関する取組の推進を図るため、「福岡市総合計画」、「福岡市文化芸術振興計画」、「文化財基本方針」の下に本計画を位置付けます。



位置付け

◇福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画（平成24（2012）年12月策定）

- ・基本構想には、都市像「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」および「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」を設定し、歴史と文化を通じた独自の魅力と多様な交流が新たな価値を創造し、世界中の人をひきつける都市を目指していることを明記しています。
- ・基本計画では、「緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり」の中に大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進め、「鴻臚館跡」と「福岡城跡」を活用した整備を進めることを明記しています。
- ・本市では、基本計画を推進するにあたって、具体的な事業を示した4年間の中期計画として実施計画（以下、政策推進プラン）を策定しています。政策推進プランには、選択と集中による重点化を図りながら実現を図る必要な施策事業を位置付けています。

◇福岡市文化芸術振興計画（令和元（2019）年6月策定）

- ・政策目標として「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」と「文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり」を掲げています。
- ・政策目標の実現に向けた主な取組として、地域の文化財等の価値を共有、発信するエリアマップづくり等の実施や、歴史文化を楽しめるガイドツアーなど体験事業の実施や、史跡等のユニークベニュー活用等を明記しています。

◇福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（平成31（2018）年3月策定）

- ・本市の歴史文化の特徴を「海を通じた交流を軸にアジアの交流拠点として発展を遂げた2000年を超える歴史文化の重層性」と定義しています。
- ・目指す方向として「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を掲げています。

◇福岡市都市計画マスタープラン（平成26（2014）年5月策定）

- ・基本理念として「交流を育み、都市の成長を図る都市づくり」、「地域の特性を活かし、生活の質を高める都市づくり」、「自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり」を掲げています。
- ・景観づくりの基本的な方針において、神社や寺院などを核とし、伝統や歴史を活かした景観形成を図る歴史・伝統地区を位置付けています。

◇福岡 観光・集客戦略2013（平成25（2013）年3月策定）

- ・『世界No.1のおもてなし都市・福岡』の実現を目指して「誘客」、「MICE 振興」、「魅力づくり」、「観光の産業化」の4つの力点を設定しています。
- ・「魅力づくり」の戦略として「2000年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」を掲げ、福岡にしかない歴史資源を磨き上げ、それらを巡る観光を提案することを明記しています。

◇みんなで応援！中小企業元気都市プラン（平成29（2017）年12月策定）

- ・地域経済や市民生活を支える伝統産業の持続的発展に資する施策として「伝統産業・技能の振興」を設定し、後継者の発掘・育成や認知度の向上を図ることを明記しています。

【役割】

本計画は、「福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を市民や関係機関等との連携・協力のもと、戦略的に実現するアクションプランとしての役割を担います。計画では、文化財全般に渡る保存・活用に関する取組、そして重点的に推進する文化財の保存・活用の取組を設定します。

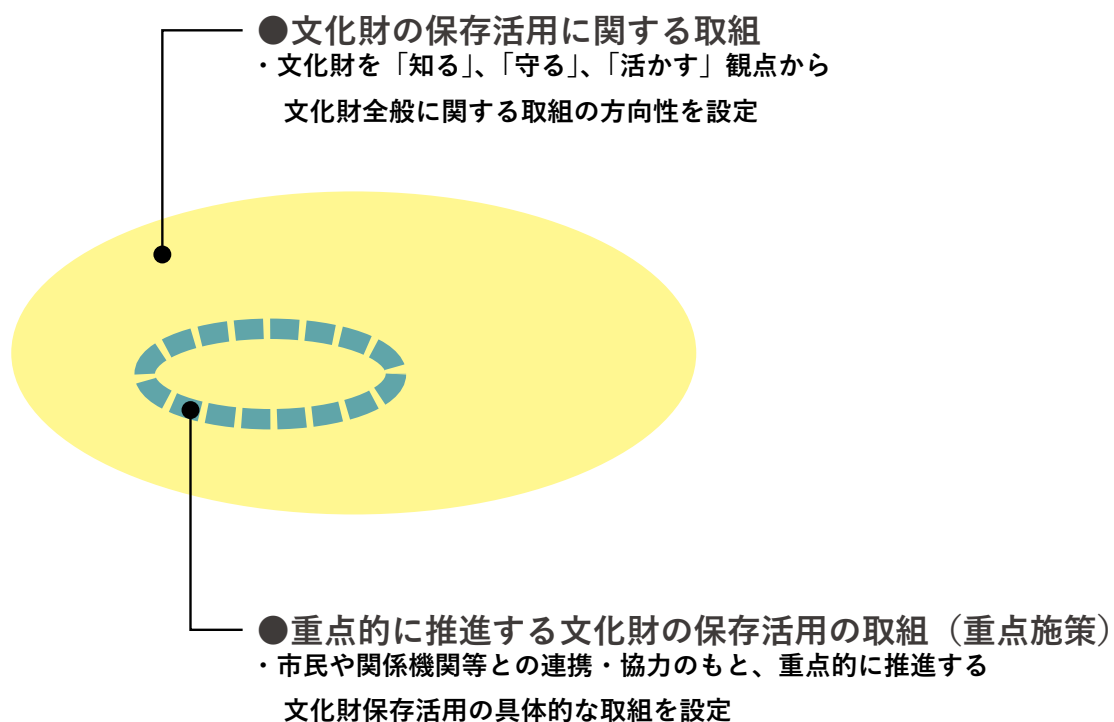
取組の設定にあたっては、福岡県が策定する『福岡県文化財保存活用大綱（令和 2 年 3 月策定予定）』等との整合にも配慮します。

●文化財の保存活用に関する取組

「文化財基本方針」を踏まえつつ、文化財を「知る」、「守る」、「活かす」観点から文化財全般に渡る取組の方向性を設定します。

●重点的に推進する文化財の保存活用の取組（以下、重点施策）

市民や関係機関等との連携・協力のもと、重点的に推進する文化財保存活用の具体的な取組を「知る」、「守る」、「活かす」観点を考慮し、重点施策として設定します。



【構成】

本計画は、5章で構成します。

「第1章 福岡市の歴史文化の特徴」では、本市の自然、社会、歴史環境を踏まえ、福岡ならではの歴史文化の特徴を明らかにします。加えて、福岡ならではの歴史文化を広く多くの人々に伝えるため、その特徴をより具体的に分かりやすくまとめた「メインストーリー」や、ストーリーを体感できる「歴史文化エリア」を設定します。

「第2章 文化財の保存活用の現状と課題」では、文化財の保存活用に関わる本市のこれまでの取組を整理し、文化財の総合的な保存活用に向けた課題を明らかにします。

「第3章 文化財の保存活用の取組」では、本市が目指す文化財の保存活用の方向性と基本方針を掲げ、文化財の総合的な保存活用に向けた取組を示します。

「第4章 重点施策」において、市民や関係機関等との連携・協力のもと、重点的に推進する具体的な取組を示します。

「第5章 文化財の保存活用の仕組みと体制」では、文化財の総合的な保存活用に向けて、文化財の保存活用の推進していく仕組みと体制を示します。



【計画の見直し】

本計画は、第9次福岡市基本計画（計画期間：平成25年度から平成34年度まで）等の上位関連計画との整合を図りつつ、適宜見直しを行います。

【策定体制と策定の経緯】

以下のような作業を経て、策定を行いました。

●策定体制

学識経験者等で構成される「福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置し、検討を行いました。

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会 名簿（敬称略、五十音順）

	氏名	専門	現職名
◎	有馬 学	歴史学	福岡市博物館 館長 九州大学 名誉教授
	石蔵 利憲	文化財所有者	石蔵酒造株式会社 専務取締役
○	佐伯 弘次	歴史学	九州大学大学院人文科学研究院 歴史学部門 教授
	辻田 淳一郎	歴史学	九州大学大学院人文科学研究院 歴史学部門 准教授
	徳永 美紗	情報発信 IT	Code for Fukuoka 代表
	西村 真規子	MICE	株式会社コングレ 九州支社長
	三笥 雄一	地域振興	福岡商工会議所 地域振興部長
	箕浦 永子	都市史 建築史	九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 助教
	山下 永子	都市マーケティング	九州産業大学 地域共創学部 地域づくり学科 教授

（◎は委員長、○は副委員長）

【オブザーバー】 福岡県教育庁文化財保護課

【関係課】 経済観光文化局 文化振興課、観光産業課、地域観光推進課
住宅都市局 都市景観室

●策定の経緯

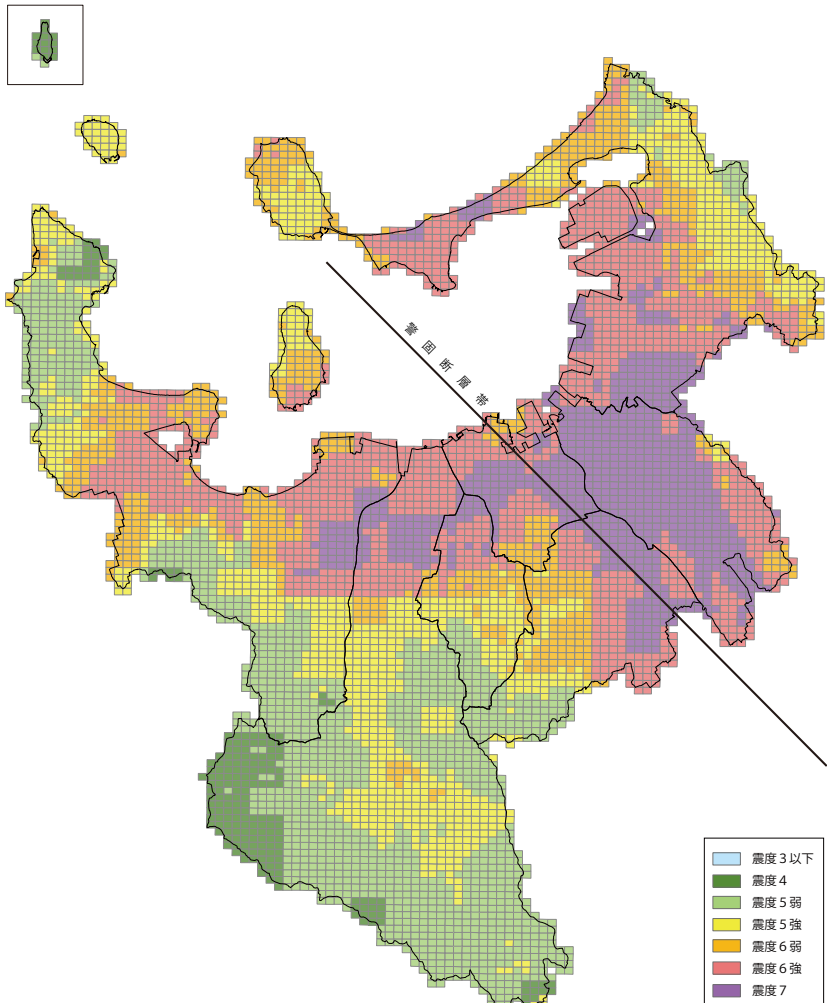
	開催年月日	検討事項
令和2年度第1回	令和2年12月23日	・骨子案の検討
令和2年度第2回	令和3年1月26日	・素案の検討
令和2年度第3回	令和3年3月 日	・素案の検討
令和3年度第1回	令和3年 月 日	・原案の検討
令和3年度第2回	令和3年 月 日	・原案の検討

6) 自然災害

本市には、玄界灘から福岡平野にかけて活断層帯である警固断層帯が走っています。地震調査研究推進本部が公表している長期評価では、30年以内の地震発生確率は0.6～3.0%とされ、地震が発生した際には、市内の大部分で震度6強以上の揺れが予想されています。

また、近年では福岡県下において台風や梅雨前線による広範囲な被害だけでなく、特定地域への集中的な降雨により、限定的な範囲ながらも、被害の規模が大きくなる傾向が見

られます。本市においても、平成11(1999)年に発生した福岡水害や、平成17(2005)年に発生した福岡県西方沖地震では、人的被害のほか文化財にも被害が出ました。



想定地震地図(警固断層帯南東部) (出典: J-SHIS Map)

福岡県における近年の災害

和暦	西暦	年月	災害名	災害の種類
平成11年	2001	6月29日	福岡水害	風水害・土砂災害
平成16年	2006	9月4日～8日	台風18号	風水害・土砂災害
平成17年	2005	3月20日	福岡県西方沖地震	地震
平成18年	2006	9月15日～20日	台風13号	風水害・土砂災害
平成22年	2010	7月10日～14日	梅雨前線	風水害・土砂災害
平成24年	2012	7月11日～14日	平成24年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害
平成27年	2015	8月25日	台風15号	強風
平成28年	2016	4月14日～16日	平成28年熊本地震	地震
平成29年	2017	7月5日～6日	平成29年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害
平成30年	2018	6月28日～7月8日	平成30年7月西日本豪雨	風水害・土砂災害
令和2年	2020	7月3日～31日	令和2年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害

※防災に関する取組を記載するにあたり、災害履歴等を追記します

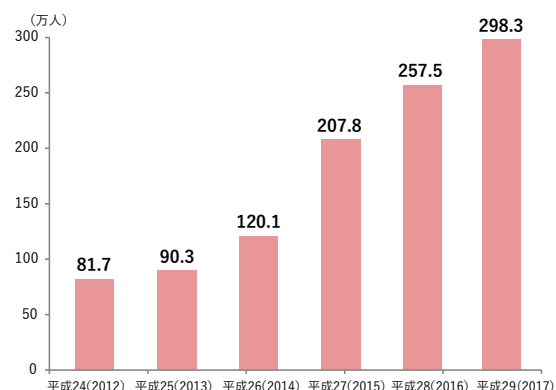
5) 観光

本市は、全国的には観光地としてのイメージが薄いものの、平成28(2016)年の入込観光客数は、2,000万人を突破し、訪日外国人観光客などの増加により、5年連続で過去最高を更新しています。

また、平成29(2017)年の福岡空港及び博多港からの外国人入国者数は、300万人に迫り、こちらも6年連続で過去最高を更新しています。

平成30(2018)年の博多港のクルーズ客船寄港回数は279回と日本で最も多く、博多港に寄港する大型クルーズ客船は、本市の風景の一つとなりつつあります。

また、本市では国際会議や見本市といったMICEの誘致に積極的に取り組んでおり、国内でトップクラスの開催件数となっています。



外国人入国者の推移
(出典：福岡市の観光・MICE 2018年版)



博多港に寄港中の大型クルーズ客船

年		1位	2位	3位	4位	5位	6位
2011年	都市	東京	福岡	横浜	京都	名古屋	神戸
	件数	470	221	169	137	112	83
2012年	都市	東京	福岡	京都	横浜	大阪	名古屋
	件数	500	252	196	191	140	126
2013年	都市	東京	福岡	横浜	京都	大阪	名古屋
	件数	531	253	226	176	172	143
2014年	都市	東京	福岡	京都	横浜	名古屋	大阪
	件数	543	336	202	200	163	130
2015年	都市	東京	福岡	仙台	京都	横浜	名古屋
	件数	557	363	221	218	190	178
2016年	都市	東京	福岡	京都	神戸	名古屋	横浜
	件数	574	383	278	260	203	189
2017年	都市	東京	神戸	京都	福岡	名古屋	横浜
	件数	608	405	306	296	183	176

国際会議の開催件数 (出典：日本政府観光局「国際会議統計」)

※必要に応じて時点修正や文章の見直しを行います。(参考資料参照)

きたざき いまづ
北崎・今津

糸島半島の東半、博多湾の西端に位置するこのエリアは、福岡・博多と大陸・朝鮮半島を結ぶ交通の要衝として重要視されてきました。「庚寅銘大刀こういんめいたち」が出土した元岡G6号墳や、遣唐使の寄港地であった韓亭からどまり（唐泊）、中世に港町として栄えた今津と寺院、海岸沿いに築造された元寇防塁など、海上交通に関わる史跡や習俗・信仰が良好に残されています。



毘沙門山から見た今津松原

のこのしま
能古島



能古島

博多湾に浮かぶ能古島は、江戸時代に廻船の根拠地の一つとして栄えました。一方で、古代には防人の設置、中世には外敵の侵入、江戸時代には台場の築造など、博多湾の安全を見守ってきた島でもあります。また、古代は馬牧うままきとして、江戸時代には鹿狩りの場として利用されるなど、豊かな自然にも恵まれています。

げんかいしま おろのしま
玄界島・小呂島

志賀島と糸島半島の間には浮かぶ玄界島は、百合若伝説ゆりわかを伝える小鷹神社こたかがあり、近世には藩の遠見番所とおみばんしょが置かれるなど、博多湾の玄関口に位置する離島です。一方、玄界灘に浮かぶ小呂島は、中世には海上交通の要所として、戦時中には陸海軍の要塞として重要な役割を果たしました。現在はハカタウツシの山笠行事もとりおこなわれています。



小呂島の山笠行事

2) メインストーリーを体感する歴史文化エリア

市内の15の歴史文化エリアを、最も関連の強いメインストーリーに基づき3つに大別します。

① 2000年都市の歴史ロマンを体感できるエリア

古代から現代にいたるまでヒト・モノ・情報が極度に集積する拠点が位置しつづけ、文化財が重層的かつ高密度に存在するエリアであり、文化財が伝えるストーリーの魅力をドラマティックに体感できるエリアです。

対象となる
歴史文化エリア

博多・住吉エリア／警固・鳥飼エリア

②文化財×美しい自然景観等の結びつきによる特別な体験ができるエリア

自然景観・里山や里海景観のなかで、豊かで新鮮な食材やサイクリング、森林浴などのアクティビティとともに、文化財の伝えるストーリーの魅力を体感できるエリアです。

対象となる
歴史文化エリア

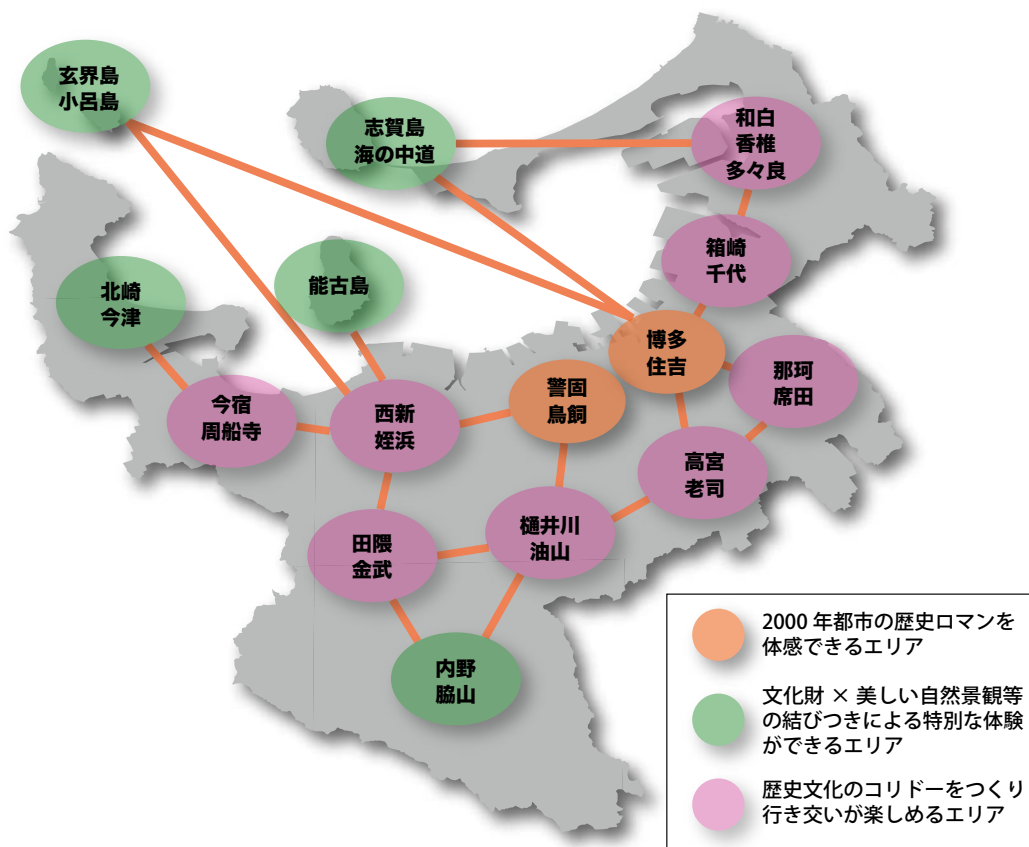
志賀島・海の中道エリア／内野・脇山エリア／北崎・今津エリア
能古島エリア／玄界島・小呂島エリア

③歴史文化のコリドー（回廊）をつくり行き交いが楽しめるエリア

古来、ヒト・モノ・情報が行き交う拠点があり、宿場町、門前町、港町などの情趣とにぎわいのなかで文化財が伝えるストーリーの魅力を体感できるエリアです。

対象となる
歴史文化エリア

和白・香椎・多々良エリア／箱崎・千代エリア／那珂・席田エリア
高宮・老司エリア／樋井川・油山エリア／西新・姪浜エリア
田隈・金武エリア／今宿・周船寺エリア



※歴史文化基本構想の記載内容の再編に伴い、3章の空間的な戦略に位置づけられていた3つのエリア区分を2章に記載します。

第4章

重点施策

4-1 重点施策設定の考え方

重点施策は、市民や関係機関等との連携・協力のもと、重点的に推進する文化財保存活用の具体的な取組を「知る」、「守る」、「活かす」観点を考慮し、設定するものです。

ここでは、重点施策設定の考え方を以下に設定します。

(1) 政策推進プランとの連携

本市では、「第9次福岡市基本計画」を推進するため、中期的に取り組むべき具体的な事業を示した政策推進プランがあります。

政策推進プランは、必要な財源を確保し、選択と集中による重点化を図りながら、政策的な優先度に基づき、必要な施策事業を位置付けるものです。

重点施策の設定にあたっては、この政策推進プランとの関係性を踏まえ、重点的に推進する文化財保存活用の具体的な取組を設定します。

(2) 課題解決に効果的な取組の設定

「第2章 文化財の保存活用の現状と課題」で整理した課題の解決に向けて効果が得やすい具体的な取組を重点施策として設定します。

4-2 重点施策

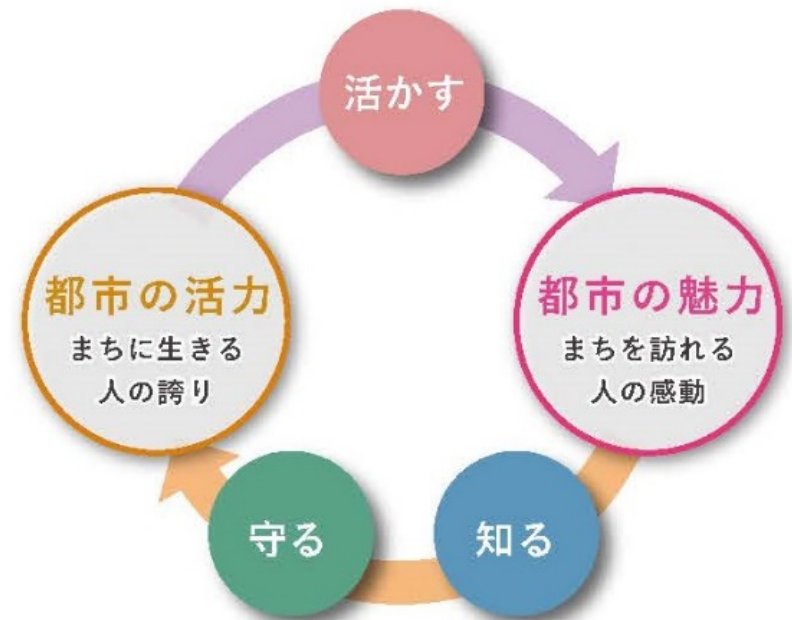
「4-1 重点施策設定の考え方」を踏まえ、「第3章 文化財の保存活用の取組」ごとに重点施策を設定します。

重点施策には、今後5年間で具体化する取組を位置付けるものであり、各取組ごとに取組主体、期間を設定します。

重点施策	取組主体	期間				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
※取組を踏まえ、						

福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、 さらなる活力と魅力につなげる都市

- ・文化財の価値を「知る」・「守る」ことで市民の生活を豊かにし、都市の活力を生み出す
- ・文化財を観光や地域振興等の資源として「活かす」ことで、都市の魅力の向上につなげる
- ・これを通じて、人々の文化財の「価値・資源性」に対する認識を高め、さらに「知る」・「守る」ことが促進されるサイクルを構築



地域計画策定における重点施策設定の視点

(1) 政策推進プランとの連携

- ・本市では、「第9次福岡市基本計画」を推進するため、中期的に取り組むべき具体的な事業を示した政策推進プランがあります。
- ・重点施策の設定にあたっては、この政策推進プランとの関係性を踏まえ、重点的に推進する文化財保存活用の具体的な取組を設定します。

(2) 課題解決に効果的な取組の設定

- ・「第2章 文化財の保存活用の現状と課題」で整理した課題の解決に向けて効果が得やすい具体的な取組を重点施策として設定します。

これらの視点に基づき、協議会でいただいたご意見、ワーキンググループ内での議論なども踏まえ、想定される重点施策（案）を提示

1. 文化財を知る

《調査研究の課題》

- 調査研究分野の偏り
- **調査成果の整理・周知が不十分**
- 計画性を持った調査研究が必要
- 多様な主体と連携した調査研究の推進



埋蔵文化財調査



寺社資料調査



民俗文化財調査

- ・本市ではこれまでに様々な種類の文化財について調査を行ってきた。
- ・これらは報告書などとして刊行されているものの、一般向けにはなっていない。
- ・データがそれぞれの調査主体で別々のフォーマットで管理されており、連携が取れない。

※どこにどのような文化財が所在するのかという事は、防災の観点からも重要な情報となる。 3



埋蔵文化財調査報告書



寺社資料調査報告書



民俗行事映像記録



その他文化財調査報告書



伝統技術映像記録

1. 文化財を知る

《重点施策の方向性》

◎ 調査研究成果の整理・公開

- データベース化など活用しやすい形に整理し、外部からも利用しやすいシステムを作る

2. 文化財を守る

《保存管理の課題》

- 少子高齢化やコミュニティの希薄化による影響
- **自然災害等によるき損滅失**
- 収集機能の障壁
- 記録の保存



福岡西方沖地震



天草市の水害



福岡城下ノ橋大手門の火災

- ・ 近年、地球温暖化の影響などもあって災害が多発するとともに、激甚化してきている
- ・ また国内外で歴史的建造物や文化施設の大規模な火災が発生（首里城、ノートルダム大聖堂など）
- ・ 福岡市では文化財を対象とした防災計画は未整備

2. 文化財を守る

《重点施策の方向性》

◎ 災害や犯罪等への対策



宮崎宮での消防訓練



水害で被災した文書の真空凍結乾燥処理

- 文化財総合防災計画の策定
- 防災、防犯意識を広めるための普及活動など

2. 文化財を守る

《保存管理の課題》

- 少子高齢化やコミュニティの希薄化による影響
- 自然災害等によるき損滅失
- 収集機能の障壁
- 記録の保存

- 伝統行事、伝統産業の担い手不足
- 歴史的建造物の維持管理が困難
- 地域の未指定文化財が失われていく



唐泊の御万歳（西区）



箱嶋家住宅（東区）



博多曲物（東区）

2. 文化財を守る

《重点施策の方向性》

◎ 地域伝統文化の継承

- ・ 博多織、博多人形などの伝統産業の振興、後継者育成
- ・ 伝統行事の担い手の確保
- ・ 史跡や歴史的建造物、伝統行事等を活用した地域コミュニティの活性化

3. 文化財を活かす

《地域振興の課題》

- 地域の文化財に対する認識不足

《重点施策の方向性》

◎ 地域の文化財の魅力の共有・発信

- ・ 史跡を使ったイベント、歴史的建造物の公開促進、伝統行事の情報発信

2. 文化財を守る

《修理復旧の課題》

● 公的支援の限界

● 材料技術の枯渇

- ・ 文化財修理に用いられる材料や技術は特殊なものが多い
- ・ 近年、その確保が困難になっている
- ・ 技術者や材料に関する情報把握が不十分



歴史的建造物の屋根修理とそこに用いられる檜皮

2. 文化財を守る

《重点施策の方向性》

◎ 修理技術の維持向上



- 広域連携による修理技術者や修理材料の確保
- 修理技術者や修理材料に関する情報収集と共有

3. 文化財を活かす

《公開の課題》

● 広報と見せ方の工夫が必要

- 2000年を超える歴史の存在が広く知られていない。

《重点施策の方向性》

◎ 史跡整備の推進



- 福岡市のシンボルでもある福岡城、鴻臚館跡の整備推進
- 整備財源確保のための福岡城整備基金の運営

3. 文化財を活かす

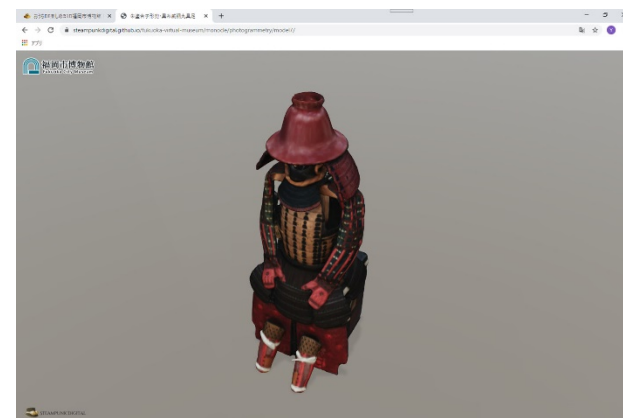
《公開の課題》

● 広報と見せ方の工夫が必要

- 見せるだけでなく参加、体験してもらうことで、より深く文化財を知ってもらう
- 密を避ける見せ方、新たな見せ方としてのデジタル技術の活用

《重点施策の方向性》

◎ コンテンツの拡充



- 鴻臚館跡での古代体験、埋蔵文化財センターの収蔵庫ツアー
- デジタルミュージアムや先端技術を使ったコンテンツ整備の促進

3. 文化財を活かす

《観光振興の課題》

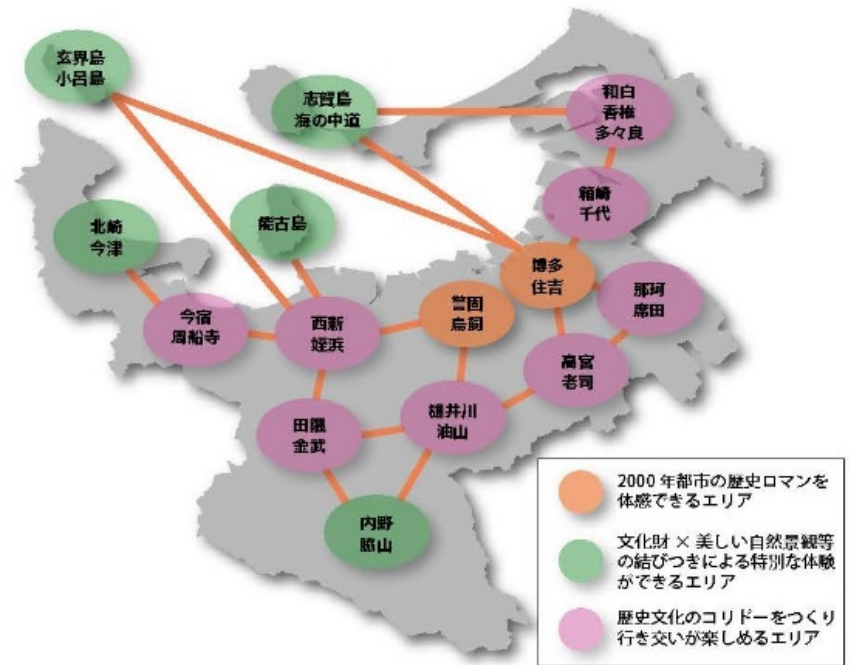
- 情報発信の不足
- ニーズの把握不足
- 多言語化への対応

・ 見るだけで歴史文化が伝わる文化財に限られる福岡では、それらを複合的に組み合わせ、ストーリーとして伝える事が必要

・ 観光客や観光事業者が何を求めているのかの把握が不十分

《重点施策の方向性》

◎ ストーリーを活かした観光振興



3. 文化財を活かす

- 福岡城、鴻臚館跡



- 市街化調整区域（志賀島、今津、脇山）



PHOTO : Fumio Hashimoto

- 博多旧市街



- 箱崎



3. 文化財を活かす

《観光振興の課題》

- 情報発信の不足
- ニーズの把握不足
- 多言語化への対応

《重点施策の方向性》

◎ プロモーション活動の強化

- ・ SNSを活用した情報発信

◎ MICE 振興への寄与

- ・ ユニークベニューの促進
→ 活用可能な文化財施設の整理と条件整備



福岡市の文化財facebook



国際会議におけるユニークベニュー（鴻臚館跡）

3. 文化財を活かす

《学び・教育の課題》

● 学校教育における歴史文化に触れる機会の不足

● 生涯学習における歴史文化に触れる機会の不足

- ・ 学校教育における子供たちへの教育普及はもちろんのこと、親世代への発信も重要

《重点施策の方向性》

◎ 文化財を通じた地域交流の促進

◎ 学校教育への活用



小学校出前授業



板付遺跡でのイベント

- ・ 出前授業の改善、拡充（埋蔵文化財センターと博物館の連携、役割分担）
- ・ 史跡や文化財施設を活かした世代間交流イベントの開催等